

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 風-2-3	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） （略） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域<u>の消防団員</u>等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） （略） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や<u>地域等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>
河川環境課 風-2-5	用語の修正	<p>4 自主防災体制の強化 自主防災組織の活動形態</p> <p>2 災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>	<p>4 自主防災体制の強化 自主防災組織の活動形態</p> <p>2 災害危険度の把握（土砂災害<u>危険</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>
河川環境課 風-2-10	水防法改正のため 洪水浸水想定区域一覧表追加のため	<p style="text-align: center;">第2節 水防予防対策</p> <p>1 水害予防計画 （5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水想定区域の調査 （ア）洪水浸水想定区域等の作成及び公表 県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、<u>水防法の規定により作成が必要な河川において</u>、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。 <u><資料編8-5 洪水浸水想定区域一覧表></u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 水防予防対策</p> <p>1 水害予防計画 （5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水想定区域の調査 （ア）洪水浸水想定区域等の作成及び公表 県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、<u>水位周知河川及びその支川においては</u>、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を、<u>その他の河川については氾濫推定図</u>を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。 <u>（新規資料）</u></p>
風-2-11	時点更新	<p>（7）気象（降水量）、河川水位等の観測 イ 県管理河川 このほか、<u>既存の水位計の補完と、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため</u>、危機管理型水位計を<u>78箇所</u>設置している。<u>また、市町村の避難判断の指標とされている水位計近傍において増水の切迫性を確認できるよう、河川監視カメラを41箇所設置している。</u></p>	<p>（7）気象（降水量）、河川水位等の観測 イ 県管理河川 このほか、<u>水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計を34箇所</u>に設置している。<u>また、よりきめ細やかな河川の監視体制の構築に向け、水位周知河川とその支川29箇所</u>設置している。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-14	高潮浸水想定区域の一覧表追加のため	<p>2 高潮予防計画</p> <p>(10) 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u><資料編 8-7 高潮浸水想定区域一覧表></u></p>	<p>2 高潮予防計画</p> <p>(10) 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>(新規資料)</u></p>
ヤード・残土 対策課 森林課 農地・農村振興 課 風-2-19	盛土の崩落を防ぐ安全対策について項目追加のため	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p><u>(6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</u></p> <p><u>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 風-2-25	防災基本計画の改正により	<p style="text-align: center;">第5節 雪害予防対策</p> <p>1 道路雪害防止対策（県土整備部・<u>防災危機管理部</u>）</p> <p><u>(4) 滞留車両における乗員保護活動の実施</u></p> <p><u>県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 雪害予防対策</p> <p>1 道路雪害防止対策（県土整備部）</p> <p><u>(新規)</u></p>

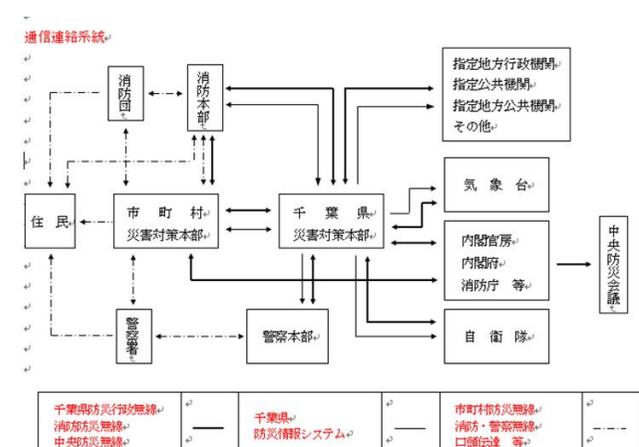
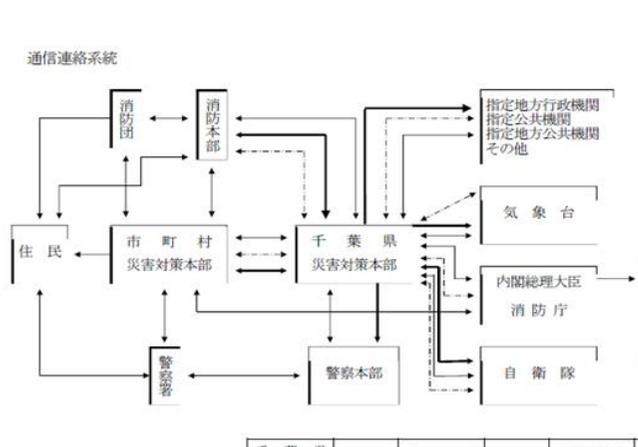
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
国際課 風-2-37	現状として、翻訳機器やアプリの普及が徐々に進みつつあるため。	<p align="center">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない<u>外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。</u></p>	<p align="center">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。</p>
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	連絡系統の整理	<p align="center">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p>	<p align="center">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p>
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	設置箇所数等の修正	<p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p>	<p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	設置箇所数等の 修正	(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、 (一部) 、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。	(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、 <u>(一部)</u> 、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。
防災対策課 情報通信管理室 風-2-39	設置箇所数等の 修正	c 移動系通信回線 県内に整備した9箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。 (エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と 地域振興事務所 、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。 また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。 f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、 地域振興事務所及び西部防災センター に配備している。	c 移動系通信回線 県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。 (エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>土木事務所</u> 等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。 <u>また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</u> f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、 <u>地域振興事務所及び西部防災センター</u> に配備している。
防災対策課 災害情報室 風-2-40	法改正に伴う 用語の修正	1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した 避難情報 、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。	1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した 避難準備・勧告・指示情報 、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。
危機管理政策課	地-2-19におい	2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）	2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
危機室 風-2-41	て、Jアラートが県内全市町村に整備されている旨記載されているため	(削除)	<p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1301 248 2094 403"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 248 1583 331">種別</th> <th data-bbox="1583 248 1753 331">整備済</th> <th data-bbox="1753 248 1924 331">未整備</th> <th data-bbox="1924 248 2094 331">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1301 331 1583 403">全国瞬時警報システム</td> <td data-bbox="1583 331 1753 403">54</td> <td data-bbox="1753 331 1924 403">0</td> <td data-bbox="1924 331 2094 403">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：市町村防災行政無線との接続は県内全市町村で実施している。</p>	種別	整備済	未整備	整備率(%)	全国瞬時警報システム	54	0	100
種別	整備済	未整備	整備率(%)								
全国瞬時警報システム	54	0	100								
防災対策課 災害情報室 風-2-42	指定公共機関に指定されたため	<p><u>9 楽天モバイル株における災害通信施設等の整備</u> <u>楽天モバイル株では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。</u></p>	(新規)								
防災対策課 災害情報室 風-2-43	防災基本計画修正のため	<p>第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベッド</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に</p>	<p>第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベット</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に</p>								

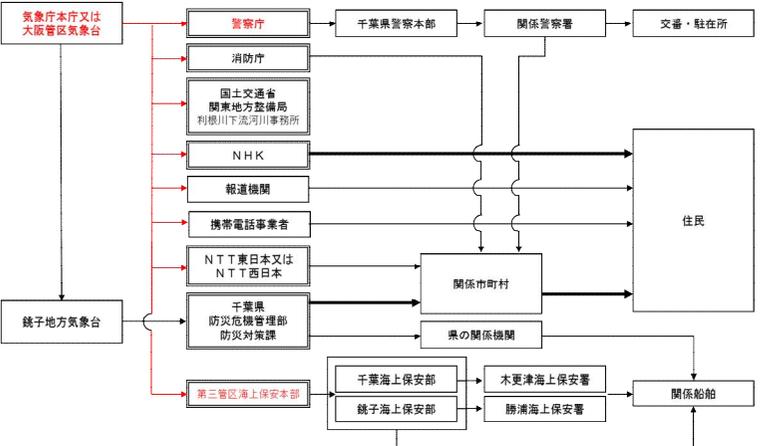
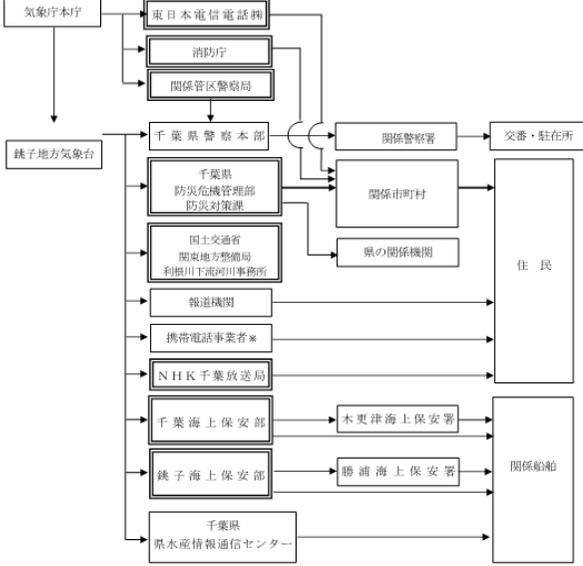
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、<u>女性、子供（特に乳幼児）</u>の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略)</p> <p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から<u>の</u>備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有や、県内<u>13</u>か所に備蓄拠点を分散し、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>	<p>際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。 (略)</p> <p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>
薬務課 風-2-44	時点更新	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(令和5年1月1日現在)</u></p>	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(令和3年9月1日現在)</u></p>
危機管理政策課 地域室 風-2-47	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。 (中略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。 (中略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 風-2-49	文言の修正	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。</p> <p>このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、<u>駅周辺ごとに</u>市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等<u>対策</u>協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。</p>	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。</p> <p>このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、<u>今後、各地域で</u>市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-15	文言の修正	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>2 市町村の活動体制（市町村）</p> <p>(2) 活動体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p>災害救助法が適用された場合は、<u>救助実施市は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、</u>知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>2 市町村の活動体制（市町村）</p> <p>(2) 活動体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p><u>市町村は、</u>災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 風-3-16	文言の修正	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、<u>千葉県情報連絡員運用要綱</u>の定めによるものとする。</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-19	文言の修正	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(3) 救助の実施機関</p> <p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うこととすることができる。</p> <p>ウ 市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(3) 救助の実施機関</p> <p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p>ウ <u>救助実施市を除く市町村の長</u>は、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>
防災対策課 情報通信管理室 風-3-21	連絡系統の整理	<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>通信連絡系統</p>  <p style="text-align: center;">千葉県 災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">中央防災会議</p> <p>千葉県防災行政無線、消防防災無線、中央防災無線、千葉県防災情報システム、市町村防災無線、消防・警察無線、口頭伝達 等</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>通信連絡系統</p>  <p style="text-align: center;">千葉県 災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">中央防災会議</p> <p>千葉県防災行政無線等、有線又は口頭、千葉県防災行政無線等</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 風-3-24	県の措置内容と重複しているため	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>イ 警察本部長の伝達</p> <p><u>津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。</u></p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>イ 警察本部長の伝達</p> <p>津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。</p>
防災対策課 災害対策室 風-3-28	情報の運用変更のため	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 (表中 土砂キキクルの概要)</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>(表中 洪水キキクルの概要)</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 (表中 土砂キキクルの概要)</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>(表中 洪水キキクルの概要)</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-29	情報の運用変更	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、<u>かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、</u>府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクルで確認する必要がある。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、<u>「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。</u></p> <p>セ 線状降水帯に関する各種情報 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報(府県気象情報の一種)が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。</u> <u>なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。</u></p>	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。 (ア)実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。 <u>(イ)平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。</u> <u>ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</u> (注)基準値は気象官署の値(但し、銚子地方気象台は15m/s以上)</p> <p>(新規)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-29	情報の運用変更	<p>㊦ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 津波警報等伝達系統図</p> 	 <p style="text-align: right;">セ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p>
防災対策課 災害対策室 風-3-29	気象等の特別警報に関する緊急速報メールの廃止	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u>」等により行う。 <u>(削除)</u></p>	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象庁防災情報提供システム</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-32	注意報基準の 変更	(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (中略) 令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>令和4年11月24日から霜注意報の発表期間を改正した。</u>	(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (中略) 令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>(新規)</u>
防災対策課 災害対策室 風-3-33	注意報基準の 変更	ア 気象官署が発表する注意報の基準 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署(銚子)、 <u>特別地域気象観測所(千葉、館山、勝浦)</u> の最 小湿度が30% <u>以下</u> で、実効湿度60% <u>以下</u> 霜注意報 北西部、北東部： <u>晩霜期</u> に最低気温4℃以下 南部： <u>晩霜期</u> に最低気温3℃以下	ア 気象官署が発表する注意報の基準 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署(銚子、千葉、館山、勝浦)の最小湿度が30%で、実効湿 度60% 霜注意報 北西部、北東部：4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下 南部：4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
防災対策課 災害対策室 風-3-35	情報の運用変更 観測項目の変更	エ 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか起こらないような、1時間 に100mm以上の猛烈な雨を観測し、 <u>かつ、キキクル(危険度分布)</u> <u>の「危険」(紫)が出現している場合、</u> 記録的短時間大雨情報を発 表する。 (中略) (8) 気象等の観測 ア 気象観測所及び観測の種類 (ウ) 地域気象観測所(10箇所)・地域雨量観測所(3箇所) 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、 <u>湿度(一部観測所を</u> <u>除く)</u> 地域雨量観測所：降水量 ※アメダスでの日照時間 <u>は、推計気象分布(日照時間)から得る推</u> <u>計値を提供。</u>	エ 記録的短時間大雨情報 数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈 な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。 (中略) (8) 気象等の観測 ア 気象観測所及び観測の種類 (ウ) 地域気象観測所(10箇所)・地域雨量観測所(3箇所) 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、 <u>日照時間</u> 地域雨量観測所：降水量 ※アメダスでの日照時間の観測は、令和3年3月1日で終了した。令 和3年3月2日から推計気象分布(日照時間)から得る推計値を提供。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 風-3-35	名称変更	(6) 他機関観測施設の利活用 ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>モビリティ・サービスユニット</u> 経由で、銚子地方気象台に通報している。	(6) 他機関観測施設の利活用 ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>運輸部輸送課</u> 経由で、銚子地方気象台に通報している。
防災対策課 災害情報室 風-3-39	「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」策定のため	3 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</u>	3 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 (新設)
防災対策課 情報通信管理室 風-3-39	回線の詳細について説明を加える。	(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用。 <u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>)	(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)
防災対策課 情報通信管理室 風-3-40	回線の詳細について説明を加える。	(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用。 <u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>)	(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)
河川環境課 風-3-45	水防計画(本編)変更のため	第3節 水防計画 5 水防本部の組織 各班事務分掌表の最下段の枠内 本部関係各課 (<u>河川整備課、港湾課</u>)	第3節 水防計画 5 水防本部の組織 各班の事務分掌表の最下段の枠内 本部関係各課(<u>河川整備課、道路環境課、道路整備課、港湾課、県土整備政策課、漁港課、耕地課、農林水産政策課、道路計画課</u>)
河川環境課 風-3-46	水防計画(本編)変更のため	6 水防本部の配備体制と活動内容 (1) 水防配備 ア 水防本部水防配備指令による配備 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。 <u>(自動配備を除く)</u> (中略) (2) 水防配備体制00	6 水防本部の配備体制と活動内容 (1) 水防配備 ア 水防本部水防配備指令による配備 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。 (中略) (2) 水防配備体制

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>「水防配備人員一覧表」 千葉港湾事務所 各体制 <u>2</u>名 (中略) 7 水防配備指令伝達系統 (令和<u>5</u>年4月現在)</p>	<p>「水防配備人員一覧表」 千葉港湾事務所 各体制 3名 (中略) 7 水防配備指令伝達系統 (令和4年4月現在)</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-3-51</p>	<p>災害救助法修正 のため</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> が行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。</p>
<p>防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 風-3-54</p>	<p>防災基本計画 修正のため</p>	<p>5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める</u>ものとする。</p>	<p>5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-3-57</p>	<p>文言の修正</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、<u>市町村</u>) (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部) (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、<u>知事</u>が行い、市町村長がこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行												
警察本部 風-3-59	担当部署の追記	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、<u>警察本部</u>）</p>	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p>												
危機管理政策課 支援室 風-3-66	文言の修正	<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （3）災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うことができる。 また、知事<u>又は救助実施市の長</u>は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</p>	<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （3）災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長は<u>これを</u>補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。 また、知事は日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</p>												
医療整備課 風-3-67	災害拠点病院追加のため	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 3</u> か所	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 2</u> か所												
医療整備課 風-3-68	災害拠点病院追加のため	災害拠点病院一覧図 修正原稿別添<図>	災害拠点病院一覧図												
医療整備課 風-3-69	災害拠点病院追加のため	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>成田市</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u>	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（新規）</u></td> <td><u>（新規）</u></td> <td><u>（新規）</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u>													
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>													
防災対策課 災害対策室 風-3-70	無人航空機の運用調整に関する項目追加のため	<p>6 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機<u>及び無人航空機</u>の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、</p>	<p>6 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、</p>												

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>警察本部 風-3-71</p> <p>警察本部 風-3-71</p>	<p>現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため</p> <p>現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画</p> <p>(1) 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>ア 基本方針</p> <p><u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡調整を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>イ 警備体制</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) 災害警備連絡室 <u>県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等</u></p> <p>(イ) 災害警備対策室 <u>県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等</u></p> <p>(ウ) 災害警備本部 <u>県内に特別警報が発表された場合等</u></p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画</p> <p>(1) 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>ア 基本方針</p> <p><u>警察は、災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p>イ 警備体制</p> <p><u>警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p><u>(ア) 災害警備本部</u> 大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</p> <p><u>(イ) 対策室</u> 災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</p> <p><u>(ウ) 連絡室</u> 県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 風-3-81	文言の修正	<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
競技スポーツ 振興課 風-3-88	施設名称の修正	<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） 3 2 施設 海匝・山武ゾーン 県 <u>総合スポーツセンター</u> 東総運動場</p>	<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） 3 2 施設 海匝・山武ゾーン 県東総運動場</p>
医療整備課 風-3-89	災害拠点病院追加のため	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>2 8</u> 施設 成田・印西ゾーン <u>国際医療福祉大学成田病院</u></p>	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>2 7</u> 施設 成田・印西ゾーン <u>（新規）</u></p>
防災対策課 災害情報室 風-3-91	文言の修正	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>千葉県情報連絡員運用要綱</u>の定めによるものとする。</p>	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-100	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 風-3-102	文言の修正	<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長は<u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-107	文言の修正	<p style="text-align: center;">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長は<u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 風-3-108	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画 <u>(ア) 検視・身元確認体制の確立</u> <u>災害警備本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、遺体安置場所を確保するとともに、遺体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。</u> <u>(イ) 遺体の取扱状況の集約</u> <u>災害警備本部長は、遺体を取り扱った署長があるときは、当該署長に取扱状況及びその結果を報告させるものとする。</u> <u>(ウ) 身元を明らかにするための措置</u> <u>災害警備本部長は、身元不明遺体について、署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明遺体の人相、着衣、所持品、特徴等の写真を関係方面に手配し、又は当該身元不明遺体の写真を掲示することにより、市町村が行う身元不明遺体の身元確認に協力するものとする。</u></p>	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画 <u>(ア) 死体の調査</u> <u>警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。</u> <u>(イ) 身元不明者に対する措置</u> <u>警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。</u> <u>この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。</u> <u>(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力</u> <u>警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</u></p>
循環型社会 推進課 風-3-109	策定モデルは市町村災害廃棄物処理計画の一助として作成したもので計画策定促進は平時の取組であり、災害時の取組についても県計画から抜粋し追記した	<p>6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理 県は、<u>平時には</u>災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）<u>に基づき</u>、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）<u>等を活用し</u>、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 <u>災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。</u></p>	<p>6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）<u>及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき</u>、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 風-3-109	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請は県を通じて行うこととしているため	(イ) 市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、 <u>県を通じて</u> 民間事業者の協力を求める。	(イ) 市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。
循環型社会 推進課 風-3-109	県災害廃棄物処理計画に記載された、県の代行処理について追記	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u>	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。
循環型社会 推進課 風-3-109	環境省関東地方環境事務所とも連携の必要があるため 県計画の目的と文言を揃えるため	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、 <u>国、県</u> 、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・ <u>迅速</u> な処理に当たる。	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。
循環型社会 推進課 風-3-109	市町村の最終処分場以外の処理も想定されるため	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。
循環型社会 推進課 風-3-109	対策指針の文言と揃えるため	b <u>片付けごみ</u> <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生する</u> ことから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。	b <u>粗大ごみ</u> <u>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 風-3-110	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請は県を通じて行うこととしているため	<p>e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。 また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間業者の協力を求める。</p> <p><u><資料編 1-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定></u></p>	<p>e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。 また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。</p>
循環型社会 推進課 風-3-110	必ずしも対策指針又は県計画で定めた推計方法を用いる必要はないため	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、<u>原則として</u>対策指針又は県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>
循環型社会 推進課 風-3-110	対策指針の文言と揃えるため	<p>(エ) <u>仮置場</u>の確保 膨大な量が発生する<u>災害廃棄物</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>	<p>(エ) <u>一時集積場所</u>の確保 膨大な量が発生する<u>がれき</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-111	文言の修正	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うことができる。</p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 風-3-112	文言の修正	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p>	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 地域室 風-3-113	所要の修正	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調</p>	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法に</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>ばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>
<p>防災対策課 災害情報室 風-3-128</p>	<p>指定公共機関に 指定されたため</p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 5 通信施設 <u>(5) 楽天モバイル(株)</u> <u>楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</u> <u>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</u></p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 5 通信施設 <u>(新規)</u></p>
<p>危機管理政策課 地域室 風-4-2</p>	<p>所要の修正</p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-4-4</p>	<p>災害救助法修正 のため</p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） イ 世帯の所得制限 上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、</p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） イ 世帯の所得制限 上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>イ 据置期間 3年(特別な場合5年)</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>イ 据置期間 3年(特別な場合5年)</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p><u>エ 保証人 連帯保証人になること</u></p>
<p>団体指導課 風-4-11</p>	<p>令和4年度に 資金の発動が あったため</p>	<p>1 2 農林漁業者への融資 令和4年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定(令和4年の適用例0%)</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定(令和4年の適用例0%)</p>	<p>1 2 農林漁業者への融資 令和3年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定(令和元年の適用例0%)</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定(令和元年の適用例0%)</p>